

八王子市特別養護老人ホーム整備事業補助金交付要綱

平成 25 年 4 月 1 日施行

改正 平成 25 年 8 月 26 日

第 1 条 目的

この要綱は、社会福祉法人等に対し、特別養護老人ホームの整備に要する経費の一部を補助することにより、特別養護老人ホームの整備を促進し、もって高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とし、その交付手続きについては、補助金等の交付の手続き等に関する規則(昭和35年八王子市規則第19号。以下規則という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 補助対象事業

補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第4項の規定により社会福祉法人等が市内に設置する特別養護老人ホームの整備事業(定員30人以上のものに限る。)で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 事前に市長による選考を受け、補助の対象者として選定されていること。
- (2) 東京都の老人福祉施設等施設整備費補助事業として、東京都へ老人福祉施設整備費補助協議書を提出し、受理されていること。

第 3 条 補助対象経費

補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

第 4 条 補助金の交付額

補助金の交付額は、予算の範囲内において、別表に定める基準単価により算定した額と実支出額とを比較していずれか少ない方の額とする。

第 5 条 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、八王子市特別養護老人ホーム整備事業補助金交付申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、東京都へ老人福祉施設整備費補

助協議書を提出した年度の年度末までに、市長へ提出するものとする。

第6条 補助金の交付決定

市長は、第5条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、八王子市特別養護老人ホーム整備事業補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知する。

第7条 補助の条件

市長は、第6条に規定する交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

第8条 申請の取下げ

- 1 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定の内容又は第7条の条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、速やかにその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

第9条 補助金の交付請求等

- 1 補助事業者は、第6条に規定する交付決定を受けたときは、施設の整備に要する経費に係る補助金の交付については、当該年度の出来高に応じて支払うため、出来高、工事経費等が確認できる収支決算（見込）書等の書類を添付し、独立行政法人福祉医療機構からの借入金に係る償還金に関する補助金の交付については、当該年度に償還した借入金のうち元金分を支払うため、借入金のうち元金分が確認できる書類を添付し、それぞれ年度末に八王子市特別養護老人ホーム整備事業補助金交付請求書（第3号様式）により、市長に請求するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する請求があったときは、速やかに補助金を交付する。

第10条 補助事業の計画変更等

- 1 補助事業者は、補助事業の計画を変更し、又は補助事業を廃止しようとするときは、あらかじめ八王子市特別養護老人ホーム整備事業計画変更（廃止）承認申

請書（第4号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する申請が適正であると認めるときは、八王子市特別養護老人ホーム整備事業計画変更（廃止）承認書（第5号様式）により、当該申請者に通知する。

3 第7条の規定は、前項に規定する承認をする場合について準用する。

第11条 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく八王子市特別養護老人ホーム整備事業事故報告書（第6号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、その指示を受けなければならない。

第12条 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付決定に係る会計年度が終了したとき又は第10条第2項に規定する廃止の承認を受けたときは、速やかに八王子市特別養護老人ホーム整備事業実績報告書（第7号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第13条 是正措置

補助事業者は、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないため是正すべきことを指示されたときは、当該是正の措置を講じなければならない。

第14条 補助金の交付額の確定等

1 市長は、第12条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、八王子市特別養護老人ホーム整備事業補助金交付額確定通知書（第8号様式）により、補助事業者に通知する。

2 補助事業者は、前項に規定する確定通知を受けた場合において、既にその額を

超える補助金を交付されているときは、八王子市特別養護老人ホーム整備事業補助金精算書（第9号様式）により精算しなければならない。

第15条 財産処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内においては、市長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

第16条 交付決定の取消し

市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 東京都において、補助金申請の事業が適当と認められず、不交付決定となったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 第13条に規定する是正措置を講じないとき。
- (6) 第15条に規定する財産処分の制限に違反したとき。

第17条 補助金の返還

- 1 市長は、第16条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、八王子市特別養護老人ホーム整備事業補助金返還請求書（第10号様式）により、返還を請求するものとする。
- 2 補助事業者は、前項に規定する請求を受けたときは、当該請求書に記載のある期限内に、当該補助金を市長に返還しなければならない。

第18条 暴力団等の排除

八王子市暴力団排除条例（平成23年12月15日条例第23号。）に規定する

暴力団等については、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

2 前項に規定する暴力団等の確認は、表明・確約書（第11-1・2号様式）により行うものとし、市長は補助対象事業者に補助金交付申請時に提出させるものとする。

第19条 帳簿等の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後5年間保存しておかなければならない。

第20条 調査等

市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業に関する報告を求め、又は関係の帳簿書類その他の物件を調査することができる。

第21条 補則

この要綱に定めるもののほか、八王子市特別養護老人ホーム整備事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

補助金算定基準表

施設の整備に要する経費

算定基準	基準単価（円）	補助対象経費
特別養護老人ホーム1床	1,500,000	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費とする。工事事務費は、工事に要する経費のうち、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費等とし、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。

独立行政法人福祉医療機構からの借入金に係る償還金

算定基準	基準単価（円）	補助対象経費
特別養護老人ホーム1床	1,500,000	前表に掲げる補助対象経費に係る経費で、独立行政法人福祉医療機構からの借入金に係る償還金の元金

第1号様式

平成 年 月 日

八王子市長 様

申請者

所在地

名称及び代表者氏名



八王子市特別養護老人ホーム整備事業補助金交付申請書

八王子市特別養護老人ホーム整備事業補助金を交付していただきたく、八王子市特別養護老人ホーム整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

(1) 補助事業実施計画書

(2) 収支予算書

(3) その他（申請に必要な書類）

第2号様式

八福い 第 号
平成 年 月 日

様

八王子市長



八王子市特別養護老人ホーム整備事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のありました補助金は、八王子市特別養護老人ホーム整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付（不交付）決定しましたので通知します。

記

1 交付決定

(1) 補助金交付決定額 円

内 訳

施設の整備に要する経費 円

独立行政法人
福祉医療機構からの借入金に係る償還金 円

(2) 補助の条件

(3) 申請の取下げ

申請者は、この交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができます。その場合は、速やかに申請を取り下げてください。

2 不交付決定

理由

第3号様式

年 月 日

八王子市長 様

補助事業者

所在地

名称及び代表者氏名



年度八王子市特別養護老人ホーム整備事業補助金交付請求書

年 月 日付 八福い 第 号により交付決定のありました
補助金のうち 年度分について、八王子市特別養護老人ホーム整備事業補
助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付請求額 | 円 |
| 2 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 3 | 補助金受領済額 | 円 |
| 4 | 補助金未交付額 | 円 |

第4号様式

年 月 日

八王子市長

様

補助事業者

所在地

名称及び代表者氏名

㊟

八王子市特別養護老人ホーム整備事業計画変更（廃止）承認申請書

年 月 日付 八福い 第 号により補助金交付決定のあり
ました補助事業については、事業計画を変更（廃止）したいので、八王子市特別養護
老人ホーム整備事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり関係
書類を添えて申請します。

記

1 事業計画を変更（廃止）する理由

2 事業計画の変更内容

3 事業計画変更後の補助金額等

変更前の補助金交付決定額	円
変更後の補助金交付申請額	円
変更後の補助金の増減額	円

4 添付書類

第5号様式

八福い 第 号
年 月 日

様

八王子市長



八王子市特別養護老人ホーム整備事業計画変更（廃止）承認書

年 月 日付で事業計画の変更（廃止）承認申請のありました補助事業については、八王子市特別養護老人ホーム整備事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1 承認の内容

2 承認後の補助金交付決定額 円

3 承認の条件

第6号様式

年 月 日

八王子市長 様

補助事業者

所在地

名称及び代表者氏名

印

年度八王子市特別養護老人ホーム整備事業事故報告書

年 月 日付 八福い 第 号により交付決定のありまし

た補助事業については、
予定の期間内に完了することができない
事業の遂行が困難になりました

別養護老人ホーム整備事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり関係

書類を添えて報告します。

記

- 1 事故の内容
- 2 今後の遂行の見通し
- 3 添付書類

第7号様式

年 月 日

八王子市長 様

補助事業者

所在地

名称及び代表者氏名



年度八王子市特別養護老人ホーム整備事業実績報告書

年 月 日付 八福い 第 号 により交付決定のありました補助事業の実績について、八王子市特別養護老人ホーム整備事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金受領済額 円

2 添付書類

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他(実績報告に必要な書類)

第8号様式

八福い 第 号
年 月 日

様

八王子市長



八王子市特別養護老人ホーム整備事業補助金交付額確定通知書

八王子市特別養護老人ホーム整備事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により、
下記のとおり補助金交付額が確定しましたので通知します。

記

1 補助金交付確定額 円

第9号様式

年 月 日

八王子市長 様

補助事業者

所在地

名称及び代表者氏名

印

八王子市特別養護老人ホーム整備事業補助金精算書

年 月 日付 八福い 第 号により確定通知のありました
補助金について、既にその額を超える補助金を交付されていまして、八王子市特
別養護老人ホーム整備事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のと
おり精算します。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金受領済額 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 円 |
| 3 | 差引精算額 | 円 |

第10号様式

八福い 第 号
年 月 日

様

八王子市長



八王子市特別養護老人ホーム整備事業補助金返還請求書

年 月 日付 八福い 第 号により交付決定しました補助金
について、八王子市特別養護老人ホーム整備事業補助金交付要綱第17条第1項の規
定により、下記のとおり補助金の返還を請求します。

記

- 1 補助金交付済額 円
- 2 補助金返還請求額 円
- 3 補助金返還期限 年 月 日
- 4 補助金返還理由